

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和5年3月19日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「第1 西和警察署刑事課の下記文書の開示請求をする 尚、こちらに対しての問い合わせは、弁護士の助言に基づき、言った言わないトラブルを避ける為に全て書面にてお願いいたします 期間は全て令和3年4月1日から令和5年3月19日まで 1 物品の調達に関する書類（支出負担行為書 支出命令書 物品の検収に関する記録など含む）（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課。それぞれの課が独自に管理していると考え、全ての課に同開示請求をすると膨大となるので刑事課に絞った 下記2から13も同じ） 2 切手類受払簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 3 領収書管理台帳（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 4 運転報告書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 5 給油伝票（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 6 捜査費証拠書類（国費）支出等関係文書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 7 捜査費購入物品管理簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 8 犯罪捜査SNS利用申請書（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 9 管轄区域外居住承認願（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 10 告訴・告発相談簿（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 11 旅行命令（依頼）簿（国費）（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 12 旅程表（刑事課に存在しなければ会計課や総務課などそれを管理する課） 13 事件記録・証拠品受領書 第2 1 令和4年度 都道府県警察補助金 実績報告書 2 令和4年 身上申告書、評価記録書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年5月12日、実施機関は、本件開示請求のうち、「第1 西和警察署刑事課の下記文書の開示請求をする 期間は全て令和3年4月1日から令和5年3月19日まで 第2 2 令和4年 評価記録書」に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

なお、本件開示請求のうち、本件決定で決定が行われていない部分については、別途

開示決定等が行われている。

(1) 開示する行政文書

- ア 人事評価記録書（業績評価）（令和3年度後期 西和警察署刑事課長のもの）
- イ 人事評価記録書（能力評価）（令和3年度 西和警察署刑事課長のもの）
- ウ 人事評価記録書（業績評価）（令和4年度前期 西和警察署刑事課長のもの）
- エ 人事評価記録書（業績評価）（令和4年度後期 西和警察署刑事課長のもの）
- オ 人事評価記録書（能力評価）（令和4年度 西和警察署刑事課長のもの）

(2) 開示しない部分

- ア (1) のア、ウ及びエのうち、「業務内容」欄、「目標」欄、「困難度重要度」欄、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部及び「調整者」欄の一部
- イ (1) のイ及びオのうち、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄及び「調整者」欄の一部
- ウ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名
- エ 人事評価記録書（業績評価）（令和3年度後期 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
- オ 人事評価記録書（能力評価）（令和3年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
- カ 人事評価記録書（業績評価）（令和4年度前期 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
- キ 人事評価記録書（業績評価）（令和4年度後期 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）
- ク 人事評価記録書（能力評価）（令和4年度 西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）

(3) 開示しない理由

ア (2) のア及びイ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため

条例第7条第6号に該当

人事管理に関する情報であって、公にすることにより、職員が忌憚のない目標、意見、主張等を記載することに対して消極的になり、人事管理に必要な情報を得られなくなるおそれがあるなど、今後、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため

イ (2) のウ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため

ウ (2) のエ、オ、カ、キ及びク

条例第7条第4号に該当

不開示決定をした行政文書の枚数は、犯罪捜査に密接に関連する活動を行う警察署刑事課の実員数を把握できる情報であって、公にすることにより、犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又は人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和5年6月27日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、原処分を取り消しを求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

令和5年9月8日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

奈良県警が一部を開示しなかった部分 全ての取消を求め審査請求する

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

社会通念上に照らし、ここまで不開示というのは到底許容できない よって審査請求する

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定の理由

(1) 人事評価について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2(人事評価の実施)第1項には、「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」と明記されており、同条第2項は、「人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。」としている。これは、法律では、任命権者は人事評価を行わなければならないという基本原則のみを定め、その基準や方法などは各地方公共団体の自主性に委ねたものである。このことから、実施機関の人事評価は、奈良県警察職員に係る人事評価実施規程(平成29年3月奈良県警察本部訓令第7号)（以下「訓令」という。）により実施されている。

訓令第5条（人事評価の方法）には、「人事評価は、能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）によるものとする。」と明記されている。また、評価期間について、訓令第6条（定期評価の実施）には、「人事評価は、4月1日から翌年3月31日までの期間を単位とし、毎年実施するものとする。」と明記されており、定期評価における能力評価は4月1日から翌年3月31日までの期間を評価期間とする旨、定期評価における業績評価は4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間をそれぞれ評価期間とする旨が明記されている。定期評価に係る記録書の様式については、訓令第22条（記録書の様式）に定められており、能力評価については人事評価記録書（別記様式第1号から第5号まで）を標準的な職に応じて使用し、業績評価については人事評価記録書（別記様式第6号）を使用することとされている。

（2）本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求に対応する行政文書は、実施機関において人事評価に関する事務を所管する警務部警務課が、人事管理を目的として保有している文書であり、実施機関の職員である西和警察署刑事課員に係るものである。

人事評価記録書（業績評価）は、公務能率の向上や評価結果の客観性、納得性を確保するとともに、評価結果を人材育成に活用する観点から、評価者と被評価者とであらかじめ目標を設定した上でその達成度を評価する目標管理に基づいている。その上で、必要に応じて設定目標以外のその他の業務実績も併せて評価できることとしている。

人事評価記録書（能力評価）は、当該能力評価に係る評価期間において職員が職務を遂行する中で、標準職務遂行能力の類型として、任命権者が定める項目ごとに、当該職員が発揮した能力の程度を評価するものである。

なお、評価結果は任用や給与に反映される。

（3）条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。一方、ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

ア 人事評価記録書（業績評価）（西和警察署刑事課長のもの）

（ア）「業務内容」欄、「目標」欄、「困難度重要度」欄及び「自己申告」欄

これらの欄に記載することとされている情報は、職員個人の目標、意見、主張等内心に関する情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個

人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(イ) 「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部及び「調整者」欄の一部

これらの欄に記載することとされている情報は、職員個人に係る業務遂行面についての評価に係る情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報は、公にされることを前提として記載されているものでなく、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護されるべき情報であることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 人事評価記録書（能力評価）（西和警察署刑事課長のもの）

(ア) 「自己申告」欄

この欄に記載することとされている情報は、職員個人の意見、主張等内心に関する情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、この欄に記載することとされている情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、この欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、この欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(イ) 「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄及び「調整者」欄の一部

これらの欄に記載することとされている情報は、職員個人が発揮した能力の程度についての評価に係る情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる「個

人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報は、公にされることを前提として記載されているものでなく、同号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、これらの欄に記載することとされている情報は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護されるべき情報であることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

ウ 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名

本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であるので、条例第7条第2号本文に該当する。そして、実施機関においては、警部以上の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名を慣行として公にしているが、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名は、慣行として公にしていないことから条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、その内容及び性質上、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当であると判断する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

ア 人事評価記録書（業績評価）（西和警察署刑事課長のもの）

(ア) 「業務内容」欄、「目標」欄、「困難度重要度」欄及び「自己申告」欄

これらの欄に記載することとされている情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報が公になることが前提となると、職員が忌憚のない目標、意見、主張等を記載することに対して消極的になり、実施機関が人事管理に必要な情報を得られなくなることが考えられ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、これらの欄に記載することとされている情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

(イ) 「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部及び「調整者」欄の一部

これらの欄に記載することとされている情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報が公にされることが前提となると、評価者（補助者）が評価を率直に記載することをためらう等の状況が生じ、実施機関が評価結果を人材育成に活用することが困難になることが考えられ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、これらの欄に記載することとされている情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

イ 人事評価記録書（能力評価）（西和警察署刑事課長のもの）

（ア）「自己申告」欄

この欄に記載することとされている情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、この欄に記載することとされている情報が公になることが前提となると、職員が忌憚のない意見、主張等を記載することに対して消極的になり、実施機関が人事管理に必要な情報を得られなくなることが考えられ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、この欄に記載することとされている情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、この欄に記載することとされている情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

（イ）「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄及び「調整者」欄の一部

これらの欄に記載することとされている情報は、実施機関が保有する人事管理に係る情報であり、実施機関の事務又は事業に関する情報であることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

また、これらの欄に記載することとされている情報が公にされることが前提となると、評価者（補助者）が評価を率直に記載することをためらう等の状況が生じ、実施機関が職員の能力の程度を評価することが困難になることが考えられ、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、これらの欄に記載することとされている情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

したがって、これらの欄に記載することとされている情報については、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

（5）条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報とする旨規定している。

人事評価記録書（業績評価）（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）及び人事評価記録書（能力評価）（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）は、個人単位で作成されており、1枚目と2枚目とでは様式が異なっていることから、仮に様式の一部分でも公にすることとなると、一部開示された文書の枚数を数えるとともに、様式の異

なる部分を見比べることにより、西和警察署刑事課の階級構成や実員数が明らかになり、ひいては不法行為に対する事案対処能力や情報収集能力が明らかになるおそれがある。

したがって、人事評価記録書（業績評価）（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）及び人事評価記録書（能力評価）（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件行政文書について

実施機関は、訓令に基づき実施機関の職員の人事評価を実施している。

そこで実施機関は、本件開示請求に対応する文書として、実施機関の職員である西和警察署刑事課員に係る人事評価記録書を特定した。

人事評価記録書のうち業績評価に係るものは、公務能率の向上や評価結果の客観性、納得性を確保するとともに、評価結果を人材育成に活用する観点から、評価者と被評価者とであらかじめ目標を設定した上でその達成度を評価する目標管理に基づいている。その上で、必要に応じて設定目標以外のその他の業務実績も併せて評価できることとしている。

人事評価記録書のうち能力評価に係るものは、当該能力評価に係る評価期間において職員が職務を遂行する中で、標準職務遂行能力の類型として、任命権者が定める項目ごとに、当該職員が発揮した能力の程度を評価するものである。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、人事評価記録書（西和警察署刑事課長のもの）の一部について条例第7条第2号及び第6号に、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名について同条第2号に、西和警察署刑事課長を除く刑事課員の

人事評価記録書について同条第4号に該当すると主張している。

(2) 条例第7条第2号、第4号及び第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(前段)、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(後段)を原則として不開示情報とする旨規定している。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」(前段)、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)を不開示情報とする旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 人事評価記録書(西和警察署刑事課長のもの)のうち、「業務内容」欄、「目標」欄、「困難度重要度」欄、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部、「調整者」欄の一部、「自己申告」欄、「評価者」欄の一部、「調整者個別評語」欄、「評価者所見」欄の一部及び「調整者」欄の一部について

これらの情報は、職員が個別の目標やその達成状況に応じた自己評価等について、自己の課題や個別の考えに基づいて具体的かつ詳細に記載されたものである。また、この自己評価を踏まえて、評価者が評価を行っている。

これらの情報が公になることが前提になると、職員が他の職員等に内容を知られることを慮り、自らの目標や意見、評価等を率直に記載しなくなるおそれがあり、その結果、実施機関においては、人事管理に必要な情報を十分に得ることができない。

そのような状況が生じると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号後段に掲げる不開示情報に該当し、同条第2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

そこで、当審査会が、事務局を通じて実施機関に確認したところ、人事評価記録書（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）には、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名が記載されていることが確認できた。

警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当しない。さらに、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する一般職員の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 人事評価記録書（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について

諮問実施機関は、人事評価記録書（西和警察署刑事課長を除く刑事課員のもの）について、条例第7条第4号に該当すると主張している。

人事評価記録書は、個人単位で作成されており、1枚目と2枚目で様式が異なることから、一部分でも公になると、開示された文書の枚数を数え、様式を比較することで、実施機関である西和警察署刑事課の階級構成や実員数が明らかになるものである。

これらの情報が公になると、実施機関の事案対処能力や情報収集能力が明らかとなり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

以上のことから、これらの情報については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

	審 査 経 過
令和 5 年 9 月 8 日	・ 諮問実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 (第 2 7 9 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 1 月 3 0 日 (第 2 8 0 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 3 月 2 5 日 (第 2 8 1 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 6 月 6 日 (第 2 8 2 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 7 月 1 4 日 (第 2 8 3 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 7 年 8 月 1 9 日 (第 2 8 4 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 7 年 1 0 月 1 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
あお き み さ 青 木 美 紗	奈良女子大学研究院生活環境科学系准教授 (食料・農業経済学)	
たか や まさ し 高 谷 政 史	弁護士	会長代理
たけ むら と も こ 竹 村 登 茂 子	大阪芸術大学客員教授 (元読売新聞編集局次長)	
つる や まさ ひこ 鶴 谷 将 彦	奈良県立大学地域創造学部准教授 (行政学)	
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長